

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果(2022年1月改訂)
(保育所等)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 ACOBA
所 在 地	千葉県我孫子市本町3丁目4番17号
評価実施期間	2022年8月1日 ~ 2022年11月30日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	K's garden鎌ヶ谷保育園 ケーズガーデンカマガヤホイクエン		
所 在 地	〒273-0115 千葉県鎌ヶ谷市東道野辺2-1-1NTT鎌ヶ谷ビル1F		
交通手段	東武アーバンパークライン『鎌ヶ谷駅』より徒歩8分		
電 話	047-404-9166	FAX	047-404-9166
ホームページ	https://ksgarden.jp/		
経営法人	株式会社K's garden		
開設年月日	平成30年10月1日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域							
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	4	8	12	12	12	12	60
敷地面積	479.14			保育面積		275.92	
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援
健康管理	内科健診(年2回)、歯科健診(年2回)						
食 事	白園給食						
利用時間	7:00~19:00 (18:00~19:00延長保育)						
休 日	日・祝日・年末年始(12/29~1/3)						
地域との交流	地域支援子育て相談受け入れ・育児アドバイス情報提供・園庭開放・絵本読み聞かせ						
保護者会活動	保護者参観・行事参加・個人面談等						

(3) 職員(スタッフ)体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	11	9	20	常勤内2名育休中
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	13		1	
	保健師	調理員	その他専門職員	
		3	3	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	鎌ケ谷市役所 幼児保育課（総合福祉保健センター2階）に申請	
申請窓口開設時間	8：30～17：15	
申請時注意事項	鎌ケ谷市の入園申請方法に準ずる	
サービス決定までの時間	鎌ケ谷市の入園申請方法に準ずる	
入所相談	鎌ケ谷市役所 幼児保育課	
利用料金	鎌ケ谷市で決定	
食事料金	3～5歳児 副食費として月額4,500円	
苦情対応	窓口設置	受付担当者：クラス担任、責任者：大西満(園長)
	第三者委員の設置	小林 トキ

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	<p>(保育理念) 『子どもたちが安心して成長できる庭』 様々な感覚に触れ、自由に成長できる安心で安全な環境作りを大切にしています。</p> <p>(保育方針) 子どもが自ら発見し、感じ、表現すること。 そのためのあそびを作り続け、心を尊重すること。 私たちの保育は、子どもの心を受け取ることから始めます。</p> <p>(当園が目指す子ども像) 自ら考え、行動する子ども 思いやりのある子ども</p>
特 徴	<p>園庭だけではなく、近隣の農園や公園に出かける事で、地域の中で自然を感じることが出来る環境作りを大切にしています。また、子どもの姿や発達、興味関心等を踏まえて年齢にあったあそびの環境作りをしています。</p> <p>子どもにとってあそびとは、公園あそびやごっこあそびだけでなく、初めて虫に触れたり、友だちと拾ったどんぐりの数を数えたり、また、配ぜんや小さい子どものお世話をするなどの役割を与えられることなど“わくわくできるすべてのこと”だと考えています。</p>
利用（希望）者 へのPR	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの「やってみたい」という気持ちを大切に、一人ひとりが自ら成長する環境作りを大切にしています。 ・食育活動の一環として野菜の栽培をしたり、食を通して命の大切さや食事の楽しさを伝えていきます。専属の栄養士がいるので、食材について様々な角度から楽しんで学ぶことが出来ます。 ・大人にとっても居心地の良い環境づくりを目指します。 <p>「仕方なく」ではなく、「ここなら！」という気持ちで預けられる場所となれるよう『あなたの子育てと全力で向き合います』</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

1. わかりやすい法人の企業理念等と子どもの手本を目指す人材育成

運営法人は企業理念「ひとりでも多くの女性が、少しでも幸せに働ける社会を、共に創る」を掲げ、物品類を持ち運ぶ負担を減らすサービスなどで就労と子育ての両立を支援している。保育理念の「子どもたちが安心して成長できる庭」は、子どもに安心な環境を用意しようとする姿勢をわかりやすく表現している。その実現を目指して、人材育成の仕組みを作り上げている。在籍年数や役割に応じた社内研修では、「子どもの手本となるべく、マナーや社会常識を身につける」ことに力点を置く。職員の主体性に期待し「目標による管理」手法を導入、併せて自己評価をとりいれてキャリアアップを図っている。社会福祉法人等が保育の専門性を高めることに主眼を置きがちなのに対して、“一般社会人”としての成長に傾注し尽力している。

2. 広い園庭を用意して自発的な遊びを促す環境づくり

広い園庭がある。築山やトンネルが造られているが遊具や遊び道具は意識して設置・用意をしていない。園庭に生息する植物などで子どもが自由に遊ぶことを期待している。子どもの「やってみよう」という自発的な気持ちを大切に、自ら成長していくような環境作りに取り組んでいる。また、「はだし保育」は足裏の感覚を鍛え、砂場で、どろどろ・サラサラ・ぶにゅぶにゅの感覚を全身で感じとって脳を刺激する遊びとして取り組んでいる。

3. 子どもの体験や素材を生かす給食への取り組み

子ども目線で捉えようとプランターを子どもが見えやすい位置に置き、葉の裏側を観察したり、食用の葉をちぎり、それを用いてクッキング体験へとつなげている。幼児は伝統的行事食の由来を学ぶほか、栄養素についても興味を持つよう伝えている。味の体験初めの離乳食に調味料はほとんど使わず、素材の味を活かした食事を提供している。食育だよりでは、季節に沿った食事に関する話題などをとりあげ、毎月発行している。

4. 具体的で丁寧に作られた実践的な業務マニュアル

いくつかのマニュアルが園には用意されているが、とりわけ「研修マニュアル」中に「保育士の1日」と題した日常業務マニュアルがある。0歳児、1・2歳児、3歳以上児に分けて時系列に業務を説明し、更に共通当番や個別事項について対応手順が記載されていて完成度が高い。写真などを適宜用いて、わかりやすく、即役立つ実践的なマニュアルとなっている。複数園を運営する法人としての経験と実践による成果物と言うことができる。各園の諸条件に配慮した事項を加えるなど今後も力を入れていただきたい。

さらに取り組みが望まれるところ

1. 保護者要望へ更なる具体的な取り組み

職員の定着と子どもの様子を知りたいという保護者要望がある。中途退職による職員の入れ替わりへの不安視がある。他方、職員の負担も増しているように見受けられる。毎年実施している職員の自己評価や面談を活用し、原因解明と改善が望まれる。現職員の人材を更に育てていく重要性が増しているが、当園は研修やキャリアアップの仕組みが充実しているので対応できる力がある。また、子どもの園生活をより知りたいと面談や参観の要望がある。近く保育参観を再開し期待に応えようとしているが、更に、kidslyを活用した活動写真のアップ頻度を増したり、園庭活動や散歩先での参観などはいかがだろうか。並行して、新型コロナへの正しい認識を更に深い理解を得るために、保健だよりなどで予防の大切さを継続して伝える努力にも期待したい。

2. 収納方法の工夫と有効な保育面積の拡張

当園は全体面積の中で収納面積が少ない作りとなっている。そのためか種々の保育用品などが保育施設の目につく所に散見される。用品類が保育面積を過剰に占めるに至ると、園児の活動スペースが減少することになるし、事故のもとにもなりかねない。必要か否かを検討し減量を試みてはどうか。幸い園庭が広いので、適切な場所へ物置を配置すれば季節備品や保育資材の収納ができる。建築にあたらぬコンテナハウスなどを設置できれば職員休憩スペースなどにも活用でき福利厚生も充実するので検討を提案する。

評価を受けて、受審事業者の取り組み

今回の第三者評価を受けて、細かな部分でのご指摘をいただきました。多くの気づきを得ることが出来ましたので、来年度へ向けてマニュアル内容・運用などを園運営の中で見直し検討をし、今後の保育に活かして参ります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果（2022年1月改訂版）					自己評価		第三者評価	
大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		標準項目		
				■実施数	□未実施数	■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	3	0
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	3	0
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	2	1	2	1
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0	4	2
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組む取り組み指導力を発揮している。	4	1	5	0
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0	2	1
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0	4	0
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	4	1
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	4	1	4	1
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	4	0
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	3	1	3	1
			利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	3	1
				14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	3	1	3	1
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0	3	0
			提供する保育の標準化	16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	4	0
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	2	0
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	4	0
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0	4	0
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	5	0
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0	6	0
				22 身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。	4	0	4	0
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0	6	0
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0	6	0
25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4			0	4	0		
26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3			0	3	0		
子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。			4	0	4	0	
5 安全管理	環境と衛生	28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0	3	0		
		29 食育の推進に努めている。	5	0	5	0		
		30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	2	1		
	事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	4	0		
		災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0	5	0	
6	地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0	5	0	
計					131	5	126	10

保育所等 項目別評価コメント(2022年1月改訂版)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
(評価コメント) 理念・基本方針が法人の人材育成計画や園のリーフレット・ホームページ等に記載されている。理念・基本方針には法人・園が実施する教育と保育の内容、その使命や目指す方向や考え方が示され、児童福祉法や保育所保育指針における基本原則が盛り込まれている。	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
(評価コメント) 理念・方針は玄関や職員更衣室に掲示し、職員に配付される研修マニュアルや社内報などに記載され、入社時に職員は研修を受けているほか、毎月の職員会議や日々の昼礼でも適宜取り上げ共有が図られ、話し合われている。	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 □ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
(評価コメント) リーフレットや「保育園のしおり(重要事項説明書含む)」に理念・方針を掲載し、それを用いて入園前にわかりやすく説明している。コロナ禍が続いていることもあって、直接保護者に実践面での説明と話し合いは行っていない。しかし、玄関やアプリのkidslyに写真を掲載したり園だよりなどで伝えている。	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> □ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 □ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。
(評価コメント) 法人作成の中期計画から、短時間勤務を希望する職員の存在や職場に定着しない状況を課題ととらえ、制度の活用・人材育成への組織的取り組みなどが読み取れる。運営の透明性については第三者評価を積極的に受けようとする姿勢が示されている。しかし、当園の事業環境に特化した重要課題の明確化と、それらを踏まえた事業計画が当園について作成されるに至っていない。	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
(評価コメント) 園の事業計画の策定については、職員会議・乳児会議・幼児会議などでの話し合いの結果のもとに作成され、課題や方針についても各種会議や研修で説明され職員に周知している。事業計画の実施状況についても、年度当初や年度末のほか、各会議を通して適宜把握と評価を行っている。	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
(評価コメント) 課題をある程度把握し、特に人材育成については改善にむけて具体的に進めようとしている。園長は午後の一定時間を職員の相談などを受ける時間として設定するなどオープンな姿勢を示し、働き甲斐ある職場づくりに努めている。外部研修のほか、系列園での交換研修によって自園を知る機会を積極的に作り向上心や人間関係づくりを図っている。法人は「目標管理」と「自己評価」のシートを作成し、公平に評価できるよう工夫している。	
7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> □ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント) 研修で法令遵守と倫理について実施し周知を図っているが、職員に文書などで配付していることは確認できなかった。プライバシー保護については、個人情報保護規定を整備して、その考え方を職員に周知を図っている。	

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 法人が人材育成の方針と計画を立て、目標と施策を具体化して実行している。特に規程は確認できなかったが、職務の役割と担当すべき業務については明確にしている。職員評価については、目標管理と自己評価のシートが用意されていて、職員が記載、その後個人面談を行って職員に説明している。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 □職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
(評価コメント) 職員からシフト調整の希望を聞き有給休暇の消化率を高めるなど積極的な取得を促している。人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。園長は毎日一定時間帯を職員相談用に充てるなど工夫している。職員の希望による総合的な福利厚生事業は特にない。現在、育児休業職員が複数いるなどワーク・ライフ・バランスに配慮して運営されている。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 □個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 法人は新人～中堅職員までの人材育成計画を立て実施している。従事年数を5区分し、分類毎に目標(あるべき姿)を明示し、そのための施策を示すと共にスタッフ区分別に昇格への道筋を示している。個別計画については確認できなかった。OJTについては新人について先輩職員がつく仕組みがある。		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 子どもを呼び捨てにしないなど子どもを尊重し人権に配慮している。日常の保育も個人の意思を尊重している。職員の言動、放任や無視など行われることの無いように、自己評価シートによって職員自身がチェックし気づくよう対策を立て、確認している。虐待については「虐待対応マニュアル」に従い関係機関と連携して対応する体制を整えている。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 □利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 個人情報の保護についてをホームページとパンフレットに掲載し実行している。個人情報の利用目的を明示していて、利用者等の求めについては相談窓口を示し応じる姿勢だが、サービス提供記録を開示するとは明示されていない。職員(実習生、ボランティア含む)には研修等により周知徹底している。		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 □利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 行事や参観などの後に保護者アンケートを実施し、改善点等を記入してもらい対応する仕組みがある。利用者・家族が要望・苦情が言いやすいよう「ご意見箱」を設置している。利用者(家族)との相談は保育室の一隅を利用している。相談については記録するようだが、軽度の相談なのか保育記録の中に書き留められている。過去の記録や相談に特化した記録様式を確認できなかった。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 □相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 保護者には「保育園のしおり」が配られ、相談・苦情等の対応窓口及び担当者が明記され、周知が図られている。法人による「相談・苦情処理マニュアル」に従って、対応窓口職員などが玄関に掲示されている。相談や苦情等の記録は確認できなかったが、問題点があればその内容によって、園長対応または代表報告後に返答する仕組みとなっている。		

15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 自己評価を定期的に行っていて、保育内容について発見と改善に努めている。毎月の職員会議で当該月の保育について振り返り、園長や本部役員等から指導助言を得て、次月につなげるような仕組みがきている。第三者評価を受審し、公表することによって社会的責任を果たそうとしている。		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) 法人は「研修マニュアル」を作成し、多岐にわたる日常業務の基本や手順が分かりやすく記載されている。マニュアルは新人研修や日常の保育に活用されている。業務についてのマニュアル作成は職員の参画のもとに行われ、年度末にはマニュアル見直しが行われている。		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 保育所利用に関しては、ホームページに問い合わせ先等を記載している。見学は新型コロナウイルス感染予防のため、日程調整をして1回2組として、園長が個別にパンフレットを渡し、保育方針や保育内容・行事等を丁寧に説明している。		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 入園にあたり園長が面接し、保育方針や保育内容、園生活の基本ルールを「保育園のしおり(重要事項説明書)」を基に説明し同意を得ている。保護者がどのような子どもに育てほしいかなどの意向を記録し、個人別保育計画に生かされている。個人別記録は成長記録として保管している。		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) 全体的計画は保育理念・保育方針・保育目標を基に作成している。乳児は「3つの項目」、幼児は「育てたい10の姿」を考慮して各々保育の目標を掲げ、発達の連続性に配慮して編成している。新年度計画は園長を中心に、年度末の自己評価を基に職員が意見を出し合い、共通理解に立って作成されている。		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 全職員で検討し作成した全体的な計画に基づき、各年齢ごとに年間カリキュラム、月案、週案、日案の指導計画を作成している。年間指導計画では園の目標を掲げると共に、子どもの発達と関連付けたクラスの目標や保護者支援を共通事項としている。3歳児未満については個別月案を作成し保育にあたっている。毎月の「幼児会議」「乳児会議」の中で振り返りを行っている。		
21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊ぶ時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント) 保育計画を基にその子の自発的な活動や遊びを大切に考え、自分で遊びを選べるコーナー保育もしている。遊具のない広い園庭では、自然の中で遊びを工夫している。砂場で創作をしたり、目線花壇で植物を育て、虫を見つけ図鑑などで調べている。外部講師による英会話レッスンで異文化にも触れている。		

22	身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園庭だけでなく、近くの公園や農園・市民の森に出かけ自然に触れ、五感を十分使い感性を育てている。遊びの際に摘んだ花や木の実を持ち帰り、鑑賞したり制作に活用している。野菜畑で葉っぱをちぎり、食育で使うなど興味を広げている。年長児は、園の近くを走る電車を利用し、農家に新米を買いに出かけたりもする。駅員さんとも交流し、社会体験をしている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>遊びは「やってみたい」「面白い」という気持ちを大切に、子ども同士が関わり合い、遊ぶ中で育ち合うと捉えている。けんかやトラブルは、子ども同士で解決できるよう見守り、考える時間を作り、互いの気持ちを気づかせる様にしていく。行事で異年齢児と一緒に活動する機会を設け、役割を通して年長児が小さい子を思いやる気持ちが育ち、年少児は年長児に憧れを持つ関係ができていく。遊びや生活の中の挨拶、順番、ルールを身に付けるほか、当番によって達成感や自信を持つにつなげている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人は市川市に児童発達支援「K's garden 天子の森」を開設した。特別な配慮を必要と感じた時は保護者と話し合い、「天子の森」への相談や療育を勧めている。園でも配慮の必要な子どもについて「天子の森」へ相談ができる。また、保育者の多くが障害を理解するため研修を受講、専門的知識の会得に努めている。職員は障害についてはその子の個性と受け止め、他の子どもと共に成長できるよう配慮している。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <p>「帰りの会」後は、合同保育で過ごしている。18時30分を過ぎると全員に軽食が用意され、お腹を空かさず安心して迎えを待つことができる。申し送り事項は「引継ぎノート」と口頭の2重で保護者に説明されるほか、アプリkidslyで連絡する場合もある。長時間保育の子どもたちの保育と保護者への情報伝達等については、当該研修を受けた職員を配置する配慮もしている。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者には毎日の生活の様子を送迎時に口頭で伝えたり、連絡ノートやアプリkidslyで共有できている。活動の様子は、写真で定期的にブログで紹介している。保育参観等はコロナ禍で自粛していたが11月から保育参観を再開予定で、「子どもの様子を知りたい」保護者要望に応えられる。年長児は入学に関連し、小学校訪問や雨の日の通学路の確認等を行っている。園長は小学校で児童に読み聞かせのボランティア活動をする等、学校と馴染みの関係を作っている。保育要録は各小学校へ提出している。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園前の面談で健康状態等を把握し児童票に記録、年間保健計画を作成して毎月「保健だより」で現状に合った情報を提供している。登園時の検温や視診、保護者の話、保育中の体調変化に気を配り、健康と衛生状態を確認している。内科・歯科健診その他の検査結果は「健康の記録」として保護者と共有している。乳児突然死症候群の防止策として午睡チェックを実施、満1歳以上はコートを着用し低年齢のうつ伏せ寝に注意している。不適切な養育事例は現在見られないが、「虐待対応マニュアル」に沿って対応している。</p>		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育中の体調不良や怪我などは園長が救急対応して保護者に連絡、嘱託医や医療機関の受診等、適切な処置を行い記録に残している。新型コロナウイルス対応は、アルコール消毒ほかを園児・職員が確実に対応できるように、標準化と書式設定管理がされている。食事時は飛沫シールドを使用している。緊急時は保護者アプリkidslyで連絡している。一般的な医薬品、救急箱は医務室に確保されており、毎月医薬品確認を行っている。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>食育の年間計画を作成、教育・保育計画に位置付けている。園庭で野菜を育て、ちぎってよい薬物でクッキングを体験したり、給食の食材としている。幼児は、伝統の行事食の由来や栄養素についても学んでいる。離乳食では調味料をほとんど使わず、素材の味が生かせるようにして提供している。アレルギー対応では、除去食を色分けしたトレーや食札で誤飲・誤食を防いでいる。ガラス越しに見られる調理室は子どもたちの興味を引く部屋となっている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 □内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>乳幼児たちは年間を通して、薄着・素足で過ごしている。施設内の温度・湿度・換気は空調機で快適に保持されている。感染症対策として職員を含め園に入る際は、検温・手洗い消毒をし、毎日のおもちゃの消毒、アクリルボードによる仕切り、空気清浄機の設置などで保健的環境の維持に努めている。手洗いには、ハンドソープとペーパータオルを使用している。保育室に保育用品や保育資材などが置かれていて、保育スペースの十分な確保がやや懸念される。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>「災害時対応マニュアル」内に事故発生時の対応手順を記載し、職員が対処できるよう徹底している。ヒヤリハットの事例を記録し、昼礼で報告・共有し事故防止を心掛けている。施設や遊具・玩具等の点検チェックリストで安全性や機能保持の確認に努めている。不審者対策に警備システム「セコム」を導入している。園児の安全教育は、地域の警察署の指導や日々の保育の中で、交通ルールや命の大切さを伝えている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>地震・津波・火災等非常災害発生に備えて職員の役割分担、マニュアルが整備されている。年間計画に沿って消防署立ち合いの総合避難訓練と毎月の非難訓練を行っている。防災リュック、非常持ち出し袋、備蓄食材は定期的に点検確認をしている。災害伝言ダイヤルを使った訓練も行い、保護者に子どもを確実に引き渡す体制ができている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>七夕では近所から笹竹をもらい飾りつけをして、その一部をお返りするなど相隣関係が成立している。卒園生は夏休みにボランティアで紙芝居やお話などの保育補助や園児との交流を楽しんでいる。園長は近隣小学校で「絵本の読み聞かせ」を行い、地域の子どもたちと交流している。その他、園庭開放や子育て相談、通園児以外への園だよりの提供などを実現にむけて準備している。</p>		